



ヤクルトレビンズ戸田公式ファンクラブ 2024-25シーズン会員規約

目次

[第1条 \(基本定義\)](#)

[第2条 \(本規約の内容及びサービスの変更\)](#)

[第3条 \(当社からの通知\)](#)

[第4条 \(会員\)](#)

[第5条 \(会員種別・入会資格\)](#)

[第6条 \(入会申込\)](#)

[第7条 \(入会の承諾及び会員資格の取消\)](#)

[第8条 \(有効期間\)](#)

[第9条 \(会員証\)](#)

[第10条 \(譲渡等の禁止\)](#)

[第11条 \(会員個人情報の変更\)](#)

[第12条 \(会員資格の終了\)](#)

[第13条 \(自己責任の原則\)](#)

[第14条 \(営業活動の禁止\)](#)

[第15条 \(その他禁止事項\)](#)

[第16条 \(年会費\)](#)

[第17条 \(会員番号発行の特典等\)](#)

[第18条 \(その他の特典\)](#)

[第19条 \(会員番号使用の停止等\)](#)

[第20条 \(免責事項\)](#)

[第21条 \(本会の終了\)](#)

[第22条 \(会員情報の取扱い\)](#)

[第23条 \(会員情報の利用目的\)](#)

[第24条 \(会員情報の開示・訂正\)](#)

[第25条 \(個人情報の第三者提供\)](#)

[第26条 \(会員の肖像等の使用\)](#)

[第27条 \(準拠法\)](#)

[第28条 \(専属的合意管轄裁判所\)](#)

[第29条 \(問い合わせ先\)](#)

[第30条 \(公式サイト\)](#)

第1条（基本定義）

- 1.この会員規約（以下「本規約」といいます）は、株式会社ヤクルト本社（以下「当社」という）が運営する「ヤクルトレビズ戸田公式ファンクラブ」（以下「本会」という）に関して、第4条に定める会員（以下「会員」という）による利用の一切に適用されるものとします。
- 2.会員は、本規約を承認の上、これを厳守するものとします。

第2条（本規約の内容及びサービスの変更）

- 1.当社は、本規約及び本会のサービス（公式試合招待券贈呈等の各種サービスを指し、以下、それらを総称して「本サービス」といいます。）の内容を会員の上承を得ることなく、本規約及び本サービスの目的に反せず、必要かつ相当な範囲内において、変更することができ、会員は予めこれを承諾するものとします。
- 2.本規約及び本サービスの内容の変更等に関する当社から会員に対する告知は、当社が別途定める場合を除き、当社の公式サイトでの公表をもって行い、公表の際に定める相当な期間を経過した日から、変更後の内容がその効力を生じるものとします。
- 3.会員は、本サービス及び公式サイトについて、会員が利用している端末、OSのバージョン、その他利用環境等によって利用できないことがあることを予め承諾するものとします。

第3条（当社からの通知）

当社は、公式ページの表示により、会員に対し随時必要な事項を通知します。この通知は、当社が当該通知の内容を公式上に表示した時点より、効力を生じるものとします。



第4条（会員）

- 1.本規約における「会員」とは、第6条所定の本会への入会申込を行い、当社が第7条により入会を承諾した個人をいいます。
- 2.会員は、当社が定める本サービスを利用できるものとします。

第5条（会員種別・入会資格）

- 1.本会の会員種別は以下のとおりとします。
 - (1)レギュラー会員
 - (2)無料会員
- 2.入会申込者が次の事項のいずれかに該当する場合、本会に入会することができません。
 - (1)入会申込時の記載事項に虚偽、誤記、記入漏れ等がある場合
 - (2)入会申込者が実在しない場合
 - (3)入会申込者が法人、団体等である場合
 - (4)入会申込者の承諾なくして他人が申込んだ場合
 - (5)入会申込者による入会申込の目的が、いわゆるダフ屋行為（入場券等の不当な売買行為）またはショバ屋行為（座席等の不当な占拠行為）である、若しくは入会申込者がいわゆるダフ屋行為又はショバ屋行為の常習者であると当社が認める場合
 - (6)入会申込者がいわゆる暴力団組員、構成員や関係者等の反社会的勢力であると当社が認める場合
 - (7)過去に入会及び退会を繰り返しており、それらが不適切なものであると当社が判断した場合
 - (8)本会の年会費の決算方法として、入会申込者が指定したクレジットカードの使用が認められない等、入会申込者が指定した決済手段が無効である場合
 - (9)入会申込をした時点で当社との間での何らかの支払いを怠っている場合又は過去に支払いを怠ったことがある場合
 - (10)入会申込時において、満18歳未満の未成年者がその保護者の同意を得ずに入会申込した場合
 - (11)入会申込者の住所地（当社から送付物の送付先）が日本国外である場合
 - (12)本規約、利用規約、試合観戦契約約款等に違反した場合
 - (13)その他、会員として不適當であると当社が認める場合



第6条（入会申込）

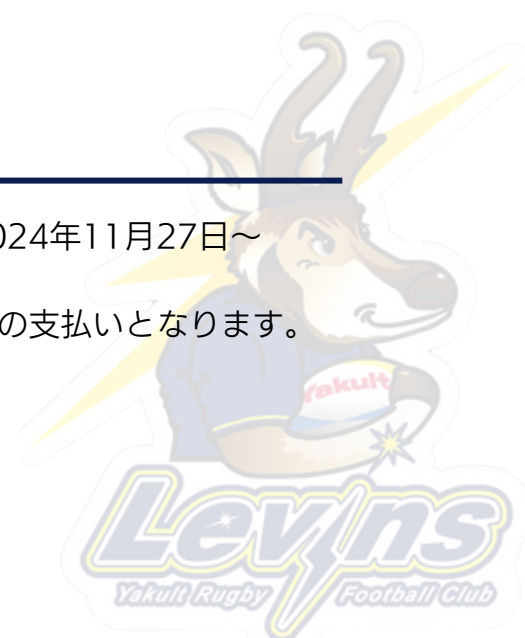
1. 本会への入会申込は、本規約の内容に同意いただける方のみが、当社が別途定める方法で行うものとします。なお、本規約で「入会申込者」とは、本会への入会を希望し、本条所定の入会申込を行った方で、当社の承諾を受ける前の方をいいます。
2. 会員は、入会申込の時点で、本規約の内容に合意しているものとみなされます。
3. 入会にはJapan Rugby ID（以下「JRID」という）が必要となりますので、事前にご登録をお願いいたします。JRID登録はこちらから（リンク先：<https://japan-rugby-id.jp/>）

第7条（入会の承諾及び会員資格の取消）

1. 当社は、前条の入会申込者が第5条第2項のいずれにも該当しない場合に、その申込を承諾します。
2. 当社からの承諾の意思表示は、第9条の会員証の発行又は特典の提供をもって行い、入会申込者がこれらのいずれかを受領したときから会員資格を得て本サービスを利用することができるものとします。
3. 前項の承諾後に会員が第5条第2項のいずれかに該当していることが判明した場合、当社は、当該会員へ通知することにより、その会員登録を抹消し、当該会員の会員資格を取り消すことができるものとします。
4. 前項に定めるほか、会員において、特典の不正利用、虚偽の通知、第14条、第15条各号に定める禁止行為、又は、その他当社との信頼関係を著しく損なう行為等を行った場合には、当社は当該会員の会員資格を取り消すことができるものとします。
5. 本条第3項及び前項の規定により当社が当該会員の会員資格を取り消した場合、第16条第3項に定めるとおり年会費は返却しません。

第8条（有効期間）

1. 会員資格の有効期間は、入会日にかかわらず本年は2024年11月27日～2025年9月30日までとなります。
2. 継続して会員資格を希望される会員は、新たに年会費の支払いとなります。



第9条（会員証）

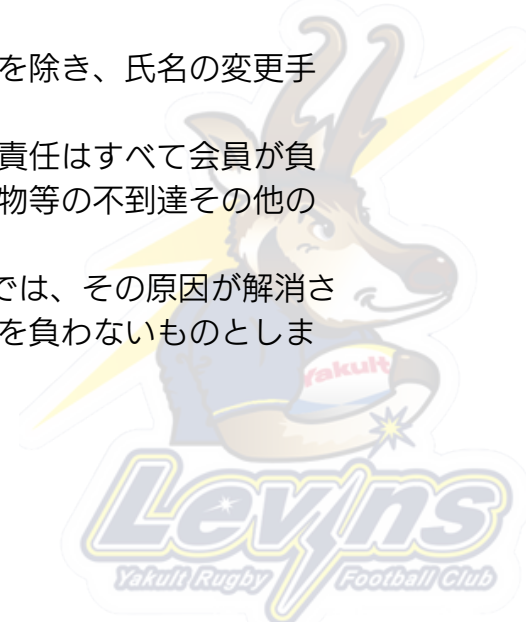
- 1.当社が第7条の入会申込を承認した場合、当社が運営する本サイトの会員専用ページ（マイページ）内にデジタル会員証を発行いたします。
- 2.有料会員は希望により、当社所定の手続きを行うことで、当社が定める金額で会員証カードの発行を受けることができます。
- 3.会員証は、入会申込をした本人に限り利用可能なものとし、会員証は、会員が本サービスを利用する際に必ず提示し、提示がない場合、本サービスを受けることができないことがあります。
- 4.会員は、会員証の紛失、盗難等の場合、直ちに本規約第29条記載の「ファンクラブ事務局」宛に連絡するものとし、

第10条（譲渡等の禁止）

会員は、会員証、会員番号及び本規約に基づく会員としての地位を、いかなる第三者（以下「第三者」といいます。）に対しても貸与、譲渡、売買、使用許諾、名義変更、質権の設定その他の担保に供する等の行為はできません。

第11条（会員個人情報の変更）

- 1.会員は、住所、電話番号、電子メールアドレス等入会申込時の記載事項に変更があった場合、速やかに当社所定の方法により第29条記載の「ファンクラブ事務局」宛に届け出ることとします。
- 2.会員は、その住所の変更に際して郵便局に対して転居届を提出する等、当社から会員宛の送付物の送付先である住所地の変更手続きに細心の注意を払うものとし、これらの注意を怠ることにより発生する送付物の再発行送料金をすべて負担するものとし、
- 3.婚姻等により姓の変更等、当社が特別に承諾した場合を除き、氏名の変更手続きはできないものとし、
- 4.入会申込時の記載事項及び第1項の変更届出に関する責任はすべて会員が負うものとし、それらが原因となり発生する情報、送付物等の不到達その他の不利益に関して、当社は一切の責任を負いません。
- 5.2回以上にわたり送付物が会員に届かない場合、当社では、その原因が解消されるまで送付物の発送を停止し、サービス提供の義務を負わないものとし、



第12条（会員資格の終了）

1. 会員の会員資格は、以下の事由のいずれかに該当する場合、終了するものとします。
 - (1) 当社所定の手続きを行い、本会を退会した場合
 - (2) 第7条第3項又は同条第4項に従い、当社が会員の会員資格を取り消した場合
 - (3) 会員が死亡した場合
2. 会員が本条第1項に従いその会員資格を終了した場合、会員としての諸権利を失うものとします。
3. 本条第1項(2)号所定の事由がある場合には、その判断により、会員資格の取消に代えて、未使用のすべての特典の利用停止、返還請求その他の措置を講ずることがあります。また、本条第1項(2)号所定の事由に基づき会員資格の取消を受けた場合には、本会への当該会員の以後の参加を認めない場合もあります。
4. 会員資格及びこれに基づいて会員に付与されるあらゆる特典は、会員の一身専属のものとし、相続されないものとします。

第13条（自己責任の原則）

1. 会員は、本サービスの利用に関して一切の責任を負うものとし、当社に対して何等の迷惑又は損害を与えないものとします。
2. 本サービスの利用に関連して、会員が第三者に対して損害を与えた場合、又は会員と第三者の間で紛争が生じた場合、当該会員は、自己の責任と費用でこれを解決するものとし、当社は一切の責任を負いません。
3. 会員は他者の行為に対する要望、疑問若しくはクレームがある場合は当該他者に対し、直接その旨を通知するものとし、その結果については、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。
4. 当社は、本会及び本サービスの利用により発生した会員の損害一切に対し、当社に故意又は重過失がある場合を除き、損害賠償義務を負わないものとします。
5. 当社以外の第三者が会員に対して提供するサービス等の利用に関連して会員が損害を受けた場合、当社はいかなる責任をも負わないものとし、一切の損害賠償義務から免れるものとします。



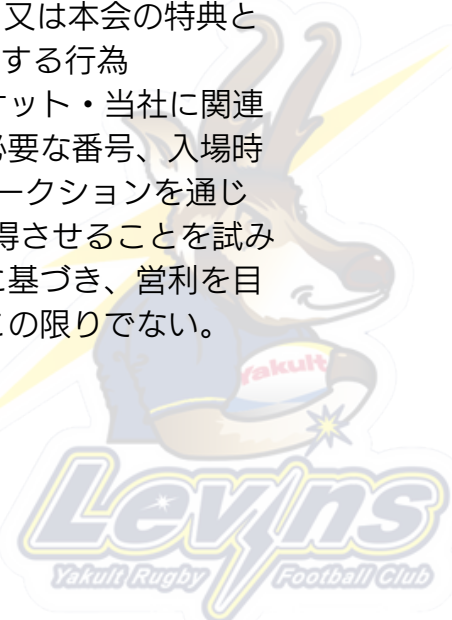
第14条（営業活動の禁止）

本会及び本サービスを利用して、営利を目的とした行為及びその準備を目的とした行為を行ってはならないこととします。

第15条（その他禁止事項）

会員は、次の行為を行わないものとします。

- (1) 当社又は第三者の著作権、商標権等の知的所有権を侵害する行為、又はそのおそれがある行為
- (2) 当社、当社に所属する監督、コーチ、選手、職員、マスコット並びに第三者の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為、又はそのおそれがある行為
- (3) 第三者になりすまして本会に入会する行為
- (4) 他の会員になりすましてサービスを利用する行為
- (5) 会員証、会員番号、パスワード、入会記念品、入場券、招待券、当選はがき、入場券の当選予約番号、会報等の郵便物、プレゼント商品等を第三者に譲渡する行為
- (6) 当社、当社に所属する監督、コーチ、選手、職員、マスコット並びに第三者を誹謗中傷する行為
- (7) 当社又は第三者に不利益を与える行為、又はそのおそれがある行為
- (8) 本会の運営を妨げる行為
- (9) 前各号の他、本規約、利用規約、試合観戦契約約款、法令又は公序良俗に違反する行為、若しくはそのおそれがある行為
- (10) 前各号の行為を第三者に行わせる行為
- (11) 本会の特典として付与されたチケット、会員資格を利用して購入されたチケット、チケット引換え時に必要な番号、入場時に必要なQRチケット若しくは情報、又は譲渡禁止とされた特典を家族、親戚友人、取引先(以下、あわせて「関係者」といいます。)以外の第三者に譲渡する行為、又は本会の特典として他の会員(関係者を除く)に付与されたチケットを使用する行為
- (12) 第三者に対し、主催者の許可を得ることなく、前号のチケット・当社に関連する試合及びイベントのチケット、チケット引換え時に必要な番号、入場時に必要なQRチケット又は情報を転売（インターネットオークションを通じての転売を含む）その他の方法で取得させる行為または取得させることを試みる行為。但し、関係者その他これらに類する特定の関係に基づき、営利を目的とせず、かつ、業として行われない場合については、この限りでない。



第16条（年会費）

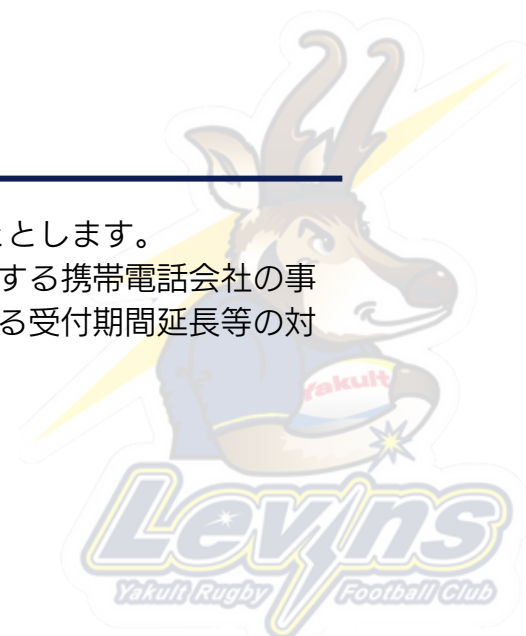
1. 第8条の有効期間に対応する本会の年会費は、会員種別に応じて別途定めるものとします。また、年会費以外の利用料金の支払いを要する任意の有料サービスを行う場合、当社は、別途その利用料金を定めて会員に対して明示します。
2. 会員は、前項に定める年会費等を当社の定める方法により支払うものとします。ただし無料会員は除きます。
3. 当社は、第21条に定める場合を除き、第12条の規定により有効期間内において会員資格が終了した場合を含み理由の如何を問わず年会費を会員に対して返却いたしません。
4. 年会費等の支払いに必要な振込手数料その他の費用は、会員負担とします。

第17条（会員番号発行の特典等）

1. 会員が、会員サイトを利用するには、Japan Rugby ID及びパスワードが必要となります。
2. 会員番号は、当該設定・発行を受けた会員のみが使用できるものとし、その使用及び管理に関し、当該会員が一切の責任を持つものとします。
3. 当社は、会員番号が第三者に使用されたことにより当該会員番号の設定・発行を受けた会員及び第三者が被る損害に関し、当該会員の故意過失の有無にかかわらず、責任を負わないものとします。
4. 当社は、前項の不正使用によりなされた本会及びサービスの利用が、当該会員によりなされたものとし、その限りにおいて当該会員はすべての責任を持つものとします。
5. 会員は、会員番号が第三者により使用されていることが判明した場合、直ちに、第29条記載の「ファンクラブ事務局」宛に連絡するものとし、当社からの指示がある場合にはそれに従うものとします。

第18条（その他の特典）

1. 第17条以外の特典に関しては、当社が別途定めることとします。
2. 電子メール、送付物等が会員の事情または会員が契約する携帯電話会社の事情により会員に到達しない場合、当社は、特典に関する受付期間延長等の対応等をいたしません。



第19条（会員番号使用の停止等）

- 1.当社は、次の事項のいずれかに該当する場合、当該会員の下承を得ることなく、当該会員に対して設定・発行した会員番号の使用を停止する場合があります。
 - (1)電話、FAX、電子メール、郵便等の手段により会員と連絡を取ることができない場合
 - (2)第三者により会員番号又はパスワードが不正に使用されている場合、又はそのおそれがあると当社が認める場合
 - (3)第7条第3項又は第4項に定める会員資格の取消事由に該当するおそれがあると当社が認める場合
 - (4)その他当社が緊急性が高いと認める場合
- 2.当社が前項の措置を取ることにより当該会員がサービスを利用することができず、それにより会員に損害が発生した場合でも、当社は一切の責任を負わないものとします。



第20条（免責事項）

- 1.次に規定する事情により当社の業務が停止したときには、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、当社はその責を負わないものとします。
- (1)天変地異（大地震、大火災、大水害等の災害を含むが、これらに限らない）、疫病、戦争、暴動、内乱、労働争議、輸送機関の事故、テロリズム、公権力の命令、法令の制定改廃、新型コロナウイルス等の指定感染症の感染拡大防止又はこれに類する状況において、行政機関又は一般社団法人ジャパンラグビーリーグワンからなされた自粛要請、当社の役員及び従業員が新型コロナウイルス等の指定感染症に感染し、若しくは感染が疑われると合理的に認められる場合であって、当該状況において、当社の業務又は本サービスの提供が著しく困難となった場合
 - (2)通信事業者、電気供給事業者、配送業者又は当社の委託先の責に帰すべき事由がある場合
 - (3)ハードウェア、ソフトウェア等の当社が直接外部から認識しえない事情による場合
 - (4)その他当社の責めに帰すことのできない事由
- 2.次に規定する事情により本サービスの提供が停止し、又は中断の必要が発生した場合、当社は、会員に事前に通知をすることなく、一時的に本サービスの全部又は一部を停止することができるものとします。この場合、当該事情に起因して会員又は第三者に発生した損害について当社はその責を負わないものとします。
- (1)システムメンテナンス、バージョンアップ等のために必要な場合
 - (2)前項に定める事情や火災・停電等により本サービスの提供が出来なくなった場合
 - (3)その他、運用上又は技術上、当社が本サービスの中断が必要と判断した場合

第21条（本会の終了）

- 1.当社は、3ヶ月前までに会員に対して告知することにより、当社の裁量で本会を終了し、会員に対するサービスの提供を中止することができます。
- 2.前項の場合、本会及びサービスの利用により会員又は第三者が被った損害等に関し、一切の責任及び損害賠償義務を負わないものとします。



第22条（会員情報の取扱い）

当社は、会員の氏名、住所、電話番号、性別、生年月日、電子メールアドレス、年会費の決済に必要な情報、本サービスの利用履歴等会員に関する情報（以下、これらを総称して「会員情報」といいます。）を取得・保有するものとし、会員情報の保護に必要なかつ適切な措置を講じることとします。

第23条（会員情報の利用目的）

会員情報の利用目的は次の各号のとおりとします。

- (1)当社が取り扱うチケットなどの商品・サービスの販売・提供（受付・代金決済・配送または当日引換等）
- (2)前項に付随するサービス（興行の変更・中止・追加発売・次回発売などの電子メール、郵便及び電話等による案内や業務上必要と判断した確認のための連絡など）
- (3)本サービスに関する情報の案内や当社が適切と判断した企業の商品・サービス等の広告案内などの営業活動や販売促進活動
- (4)本サービスにより購入したチケットを用いて会場に入場する際の本人確認のため、興行主催者及び会場の管理者への会員及びチケット利用者の個人情報の全部または一部(会員の氏名、住所、電話番号、性別、年齢等)の提供
- (5)本サービスにてチケットを購入した会員やチケット利用者に対して、興行主催者が、興行の中止・延期・内容変更等の連絡や、それに伴う払戻業務を行うため、興行主催者への会員及びチケット利用者の個人情報の全部または一部(氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス等)の提供
- (6)法令により認められた目的
- (7)本サービスに関する運用およびユーザーサポート（お問合せ対応など）
- (8)営業活動や新たなサービス開発の参考とするため、個人を識別または特定できない状態にて集計した統計資料の作成及びそれらを用いたマーケティング分析
- (9)システムの運用・管理やお問合せ対応のためのアクセス情報（インターネット・携帯サイト・電話等）の利用及び記録
- (10)新型コロナウイルス等の感染症の感染拡大防止（個人情報保護法23条1項に基づき第三者提供をする場合もあります）



第24条（会員情報の開示・訂正）

会員から個人情報利用目的の通知、開示、訂正・追加・削除又は利用目的の停止・消去・第三者への提供の停止をご希望される場合には、第29条記載の「ファンクラブ事務局」宛に連絡するものとし、会員本人であることを確認したうえで、合理的な範囲で、速やかに対応させていただきます。

第25条（個人情報の第三者提供）

当社は、取得した個人情報について、法令でその必要性がある場合、共同利用や業務委託先への提供の場合、また、JRIDのプライバシーポリシーに定める場合を除き、本人の同意なしに個人情報を第三者には提供いたしません。

第26条（会員の肖像等の使用）

当社は、当社が会員に対してイベント型の特典を提供する際、当該特典に参加する会員の氏名・肖像・声等を記録・録画・録音し、広報宣伝を目的として、テレビ・新聞・ラジオ・雑誌・インターネット等で放送、掲載、配信等を行うことがございます。会員はこれらの利用について承諾するとともに、承諾しない場合、特典への参加をお断りさせていただく場合がございます。

第27条（準拠法）

本規約の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

第28条（専属的合意管轄裁判所）

当社と会員との間において、本規約又は本サービスに関して訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。



第29条（問い合わせ先）

本会、本規約についての問い合わせは、次の宛先とします。

ヤクルトレビんズ戸田公式ファンクラブ事務局
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-27-1 神宮外苑ビル5階
TEL：03-6812-9788
Mail：fanclub@yakultlevins.com
（営業時間 平日：月～金 10時～17時）

第30条（公式サイト）

本規約に基づく通知事項は、下記当社公式サイトに記載します。
ホームページ：<https://www.yakult.co.jp/sports/rugby/>

附則
本規約は2024年11月1日から施行いたします。

[目次へ](#)

